

2018年7月6日

金融安定理事会（FSB）による市中協議文書「ミスコンダクトリスクへの対処のための報酬ツールの利用に係る整合的な各国データ報告に向けた勧告（案）」に対するコメント

一般社団法人全国銀行協会

全国銀行協会として、金融安定理事会（FSB）から2018年5月7日に公表された市中協議文書「ミスコンダクトリスクへの対処のための報酬ツールの利用に係る整合的な各国データ報告に向けた勧告（案）」に対してコメントする機会を与えられたことに感謝の意を表したい。

本件が検討されるに当たり、我々は以下のコメントがFSBにおけるさらなる作業の助けとなることを期待する。

《総論》

ミスコンダクトリスクへの対処および報酬ツールの利用については、バーゼル規制の第3の柱にもとづく開示の枠組みを超える情報の収集・報告の導入が、画一的かつ過度な規制とならないよう、各法域における金融機関の報酬体系の実情等を踏まえた柔軟性のある枠組みにしていきたい。例えば、本邦においては、他法域の金融機関と比して、役職員の報酬における業績連動比率は総じて低いのが実態と思われ、報酬制度の歪み等によってミスコンダクトが誘発される蓋然性は低いと思料されるため、今回提案されたデータセットの収集・報告を金融機関に画一的に義務付けるべきではなく、このような実情を踏まえた枠組みにする裁量を各法域の当局に与えるべきと考える。

また、FSBが4月20日に公表した文書「ミスコンダクトを削減するためのガバナンスに関する枠組みの強化：企業及び監督者向けツール集」の「序文」においては、「ミスコンダクトに対しては、金融機関および各国当局は、国際的な統一基準を策定するよりも、各法域にて最適な措置を講ずるものとする」との考えが示されている。この点については、ミスコンダクトのコントロールに向けた報酬のあり方についても同様であると考えられ、報酬データの当局報告という部分に関してのみ国際的な統一基準を設ける意義は乏しいのではないかと考える。

以下、各論において、個別の質問事項（コメントがある事項のみ抜粋）について回答するとともに、具体的な要望および確認事項を提示する。

《各論》

【質問への回答】

質問3

データセットの収集または利用について、企業および監督当局の障害となるものは存在するか。

(回答)

重要なリスクテイク（MRT）に該当しない他の従業員（other employees）については、本項目の対象範囲から除外していただきたい。

他の従業員（other employees）については、報酬が高額ではなく、業績連動比率が僅少であるため、報酬制度の歪み等によってミスコンダクトが誘発される蓋然性はかなり低いと思料される。なお、本邦の他の従業員（other employees）については、労働法制上、マルスやクローバック等の報酬調整ツールを導入していない。

以 上